

憲法はその国の成り立ちや歴史、考え方を反映しており外交官としては研究の対象として欠かせないものです。ウガンダもその例外ではありません。多くのアフリカの国がそうであるように、第二次大戦後の独立を経てウガンダも自らの憲法を制定しています。今月はウガンダの憲法についてご紹介したいと思います。

1. 独立以降の憲法の変遷

ウガンダは1962年10月、イギリスからの独立を達成しました。それ以降、憲法は4回の変遷を経てきています。独立時に議会により採択された憲法がウガンダ最初の憲法です。しかし、この憲法は同じ年にミルトン・オボテ首相により突然改廃されました。オボテ首相は新しい憲法をきちんとした手続きを経ずに国会議員の郵便受け(ピジョンホール)に一方的に配布して施行したため、2代目の憲法は「ピジョンホール憲法」とも呼ばれました。その後、1967年9月に議会が新たな憲法を採択しました。これが独立後3代目の憲法になります。しかし、70年代から80年代にかけてウガンダは有名なイディ・アミンが権力を握り内戦も経験するなど長い混乱の時期を経なければなりません。1967年以降、現在の憲法が採択されるまでの間、ウガンダ憲法はイディ・アミン政権によって停止されるなど混乱の時期が続きました。

現在の憲法はムセベニ政権によって1995年に制定された、独立後4代目のものです。

2. 現行憲法の内容

1995年制定の現行の憲法の主な規定や特徴についてまとめてみました。



【ウガンダ憲法:ウガンダ議会のカレンダー】

(1)主権の所在

主権は国民にあると明記しています。カンパラを首都と定め、公用語は英語とし第二の公用語としてスワヒリ語を定めています。また国旗、国歌についての規定もあります。

(2)人権規定

ウガンダ憲法は一般的な生存権、プライバシー権、教育を受ける権利などの他、積極的な権利是正措置(アファーマティブ・アクション)をとることを規定しています。すなわち、ジェンダー、年齢、障害その他の理由により人々が不利な扱いを受けない(マージナイズされない)よう国に義務づけています。長い内戦をへて国土が荒廃した中で制定された憲法は国民を鼓舞し新しい時代の幕開けを告げるものであったことは容易に想像できます。また、政治活動については、市民団体などの活動を通じ、政治に影響を与えるため平和的な活動に参加する権利があることを規定しています。ただし、同時にこのような政治的権利及び自由を行使するにあたっては、公共の利益または他者の人権に影響を与えないこと、すなわち濫用されないこととされています。

政治システムについては、ウガンダは独立後、憲法が保障する形での複数政党制を有しませんでした。一時、社会主義を導入することが検討されたこともあります。ムセベニ政権は憲法制定にあたりいかなる政治システムを憲法に規定すべきか国民に問うため 2005 年にウガンダ初の国民投票を実施しました。その結果、複数政党制度が選ばれ、その旨憲法に明記されたのです。同時に単一政党制は、憲法規定により禁止されました。

(3)議会

ウガンダの議会は一院制で議員の任期は 5 年で大統領の任期と同じです。選挙制度は小選挙区で比例区はありません。ウガンダ憲法の特徴としてすべての県(district)から 1 名、女性議員を選出することが義務付けられています。このためウガンダ議会は自動的に半数が女性なのです。また軍(10 議員)、労働者(5 議員)若者(5 議員)、障害者(5 議員)、高齢者(5 議員)の議席が認められています。

5 年に 1 度の総選挙においては、ウガンダ国民は大統領候補、小選挙区の議員候補(性別を問わない)、県の女性議員候補に対する合計 3 票を投票することとなります。

ウガンダ全国で現在 146 の県がありその中に合計 353 の小選挙区があります。国会議員数は計 557 名となっています。(2023 年 4 月現在)

国会は会期制。分野別の委員会が設置され、法律や予算を審議しています。

(4)大統領の権限

大統領は国家元首であり、国軍の総司令官でもあります。大統領が欠けた場合の継承順位は、副大統領、国会議長、司法長官の順となっています。

大統領は副大統領、首相、全ての閣僚及び国務大臣、各省事務次官、司法長官、

副司法長官を任命する権限を有します。ただし任命には司法関係者以外は、単純過半数による議会の承認が必要です。

大統領は議会から送付されてきた法律案に承認を与えるか差し戻すかの権限を有しています。法案が差し戻された場合、議会は修正して再度大統領に提出。3 回修正されても大統領が承認しない場合は議会の審議結果が法律となることが規定されています。また予算案について大統領は別途法律により財務大臣を兼ねているため、予算に対しても強い権限を有しています。このように予算案も事実上大統領の承認を必要としていることも特徴の一つでしょう。

このように大統領に人事、予算を含め大きな権力が集中しているのが現在のウガンダ憲法の特徴の一つといえると思います。

なお議会は大統領を罷免(remove)する権限を有しており、その際の要件や手続きを規定します。憲法施行後、この規定が発動された例はありません。

3. 1995 年憲法の改正

現行の憲法は下記の 2 回の改正を経ています。

(1)2005 年

議会において大統領の任期が撤廃されました。従来は 2 期が期限。現在、大統領任期に期限は特に規定されていません。また先に記したとおり複数政党制度が採用されました。

(2)2017 年

大統領の年齢制限(75 歳)を撤廃。なおこの憲法改正が議会で審議された際、一部野党議員は強硬に反対。議会で一時乱闘が繰り広げられる事態となりました。



【ウガンダ国民抵抗運動 (NRM)政権 事務所】

(以上)